

# 宮崎県公報

平成21年10月1日(木曜日)第 2121 号

発 行 宮 崎 県印 刷 宮崎市高洲町222番地 合資会社愛文社印刷所

発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共)1年36,000円

	目	次				i 1	○指定介護予	予防サービス	ス事業の	廃止		… (長美	异介護課)	5
						1	○障害者の履	雇用の促進等	等に関す	る法律第	第34条に非	見		
					頁	Į	定する業績	<b>务を行う者の</b>	の指定の	変更		•• (障:	唇福祉課)	5
規則	IJ					1	○森林病害虫							
○宮崎県事務委任	<b>E規則の一部を改</b>	江正する規則・	····· (1	行政経営	課) 1	L	除等)		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	•••••	… (自然	<b></b> (環境課)	6
○旅費の支払事務	<b>%に関する規則の</b>	一部を改正	する			1	○森林病害虫	は等防除法は	こ基づく	駆除命令	6(移動制	訓		
規則			•••••	… (会計	課) 2	2	限・禁止)		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	•••••	(	" )	6
告 示	₹					i	○森林病害虫	は等防除法!	こ基づく	特別伐倒	腳下命	) 命	" )	6
○指定居宅サービ	ズス事業者の指定	<u> </u>	(∄	長寿介護	課) 2	2	○建築基準法	去に基づく記	首路の位	置の指定	<u>₹</u>	… (建築	连住宅課)	7
○指定居宅介護支	支援事業者の指定	<u> </u>	(	"	) 3	3	公	告						
○指定介護予防サ	ナービス事業者 <i>の</i>	)指定	(	"	) 3	3	○軽油引取利	<b>总に係る免</b> 種	<b>兑証の無</b>	効公告…	•••••	•••••	(税務課)	7
○指定居宅サービ						1 1 1	○都城市クリ		/ - //	•				
更			(	"	) 3	3		<b>⋕書に関する</b>						
○指定居宅サービ	ズス事業の廃止…		(	"	) 4	1	○落札者等0	つ公告	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		. 8
○指定介護療養型	型医療施設の指定	の辞退	(	"	) 4	1	人事都	<b>長員会規則</b>						
○指定介護予防サ	ナービス事業所 <i>の</i>	名称又は所	在地			1	○公益的法力	人等への職員	員の派遣	等に関す	る規則の	か		
の変更			(	"	) 5	5	一部を改〕	Eする規則・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		. 8
				親										
				180										
<b>宁</b>   佐    車 致 禾 打	€ 揖則の⇒玅をみ	・正子2担則:	たァット	- 八左十	- Z									
	任規則の一部を改 3-1-日	江する規則	をここん	こ公布す	·る。									
宮崎県事務委任 平成21年10月		(正する規則	をここり	こ公布す	·る。					守事	5 胆 4 1 車	車国庫	f 荒 寸	±
平成21年10月	11日	(正する規則)	をここり	こ公布す	·る。					宮崎	<b></b> 停 原 知 事	東国原	京 英 乡	10
平成21年10月 宮崎県規則第36号	] 1 ∃ <del>]</del>			こ公布す	<sup>-</sup> る。					宮崎	<b></b> 寄県知事	東国原	京 英 扌	ē
平成21年10月 宮崎県規則第36号 宮崎県事務	3 1 日 号 8委任規則の一部	3を改正するタ	規則			<b>ハト</b> ネ	うに改正する			宮嶋	<b></b> 等 県 知事	東国原	<b>克</b> 英 乡	Ė
平成21年10月 宮崎県規則第36号 宮崎県事務 宮崎県事務委任	号 1 日 号 <b>务委任規則の一部</b> E規則(昭和40年	3を改正する 宮崎県規則	<b>規則</b> 第10号)	の一部	らを次の				<del>1.</del> 2.	宮崎	<b></b>	東国原	京 英 乡	ŧ
平成21年10月 宮崎県規則第36号 宮崎県事務 宮崎県事務委任	引 1 日 <b>号 房委任規則の一部</b> E規則(昭和40年 前の欄に掲げる規	3を改正する。 宮崎県規則。 定を同表の記	<b>規則</b> 第10号)	の一部	らを次の						<b></b>	東国原	夏 英 乡	÷
平成21年10月 宮崎県規則第36号 宮崎県事務 宮崎県事務委伯 次の表の改正前	引 1 日 <b>房委任規則の一</b> 部 任規則(昭和40年 行の欄に掲げる規 改	3を改正する 宮崎県規則	<b>規則</b> 第10号)	の一部	らを次の	見定に	こ下線で示す。	ように改正っ		宮崎正後	<b></b>	東国原	京 英 扌	=
平成21年10月 宮崎県規則第36号 宮崎県事務 宮崎県事務委任 次の表の改正前 別表(第2条関	引 1 日 <b>号</b> <b>房委任規則の一</b> 部 氏規則(昭和40年 前の欄に掲げる財 改 係)	3を改正する。 宮崎県規則 2定を同表のご (正前	<b>規則</b> 第10号) 改正後 <i>0</i>	の一部の欄に掲	らを次の	見定に	に下線で示す。 別表 (第2条	関係)	改	正後			京 英 扌	=
平成21年10月 宮崎県規則第36号 宮崎県事務委任 次の表の改正前 別表(第2条関 出先機関	引 1 日 <b>房委任規則の一</b> 部 任規則(昭和40年 行の欄に掲げる規 改	3を改正する。 宮崎県規則 2定を同表のご (正前	<b>規則</b> 第10号)	の一部	らを次の	見定に	の表 (第2条 出先機関	ように改正っ	改		<b>等</b>	東国原	京 英 乡	
平成21年10月 宮崎県規則第36号 宮崎県事務委伯 次の表の改正前 別表(第2条関 出先機関 の長	引 1 日 <b>号</b> <b>房委任規則の一</b> 部 氏規則(昭和40年 前の欄に掲げる財 改 係)	3を改正する。 宮崎県規則 2定を同表のご (正前	<b>規則</b> 第10号) 改正後 <i>0</i>	の一部の欄に掲	らを次の	見定に	に下線で示す』 別表(第2条 出先機関 の長	関係)	改	正後			京 英 乡	ē
平成21年10月 宮崎県規則第36号 宮崎県事務 宮崎県事務委任 次の表の改正前 別表(第2条関 出先機関 の長 [略]	号	3を改正する。 宮崎県規則 記定を同表ので (正前 任	<b>規則</b> 第10号) 改正後 <i>0</i>	の一部の欄に掲	らを次の	見定に	プログラス (第2条 別表 (第2条 出先機関 の長 [略]	関係)	改	正後任			京 英 扌	
平成21年10月 <b>宮崎県規則第36号</b> <b>宮崎県事務</b> 宮崎県事務委日 次の表の改正前 別表(第2条関 出先機関 の長 [略] 保健所長 1	号 1 日 <b>等委任規則の一部</b> 任規則(昭和40年 前の欄に掲げる規 係) 委	3を改正する 第	<b>規則</b> 第10号) 改正後 <i>0</i> 事	の一部の欄に掲	るを次の	見定に	に下線で示す』 別表(第2条 出先機関 の長	まうに改正っ 関係) 変 1~17の:	改 2 [略	正後 任 ]	事	務		
平成21年10月 <b>宮崎県規則第36号</b> <b>宮崎県事務</b> 宮崎県事務委日 次の表の改正前 別表(第2条関 出先機関 の長 [略] 保健所長 1	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 6 6 7 7 7 8 7 8 7 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	3を改正する 宮崎県規則 定を同表ので (正前 任 写	<b>規則</b> 第10号) 改正後 <i>0</i> 事 安定化額	の一部の欄に掲巻	3を次の ける 財 付 名 財	見定に	プログラス (第2条 別表 (第2条 出先機関 の長 [略]	まうに改正っ 関係) <b>3</b> <b>1</b> ~17の3 <b>1</b> 7の3 <b>5</b>	改 2 [略 宮崎県公	正後 任 宋浴場	事	務助成事業	<b>養養補助</b>	
平成21年10月 宮崎県規則第36号 宮崎県事務 宮崎県事務委任 次の表の改正前 別表(第2条関 出先機関 の長 「略」 保健所長 1	号	3を改正する。 宮崎県規則。 建定を同表ので (正前 任 事 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	規則 第10号) 改正後の 事 <u>安定化</u> を )_に基っ	の一部 の欄に掲 務 <u>輔助金交</u> づく補助	3を次の けでる が 付要 1金に	見定に	プログラス (第2条 別表 (第2条 出先機関 の長 [略]	大うに改正で 関係) 3 1~17の3 17の3 金交付野	改 2 [略 宮崎県公 要綱(平	正後 任 ] 衆浴場研成21年 (	事 <u> </u>	務助成事業	<u>養養補助</u> に基づく	
平成21年10月 宮崎県規則第36号 宮崎県事務 宮崎県事務委任 次の表の改正前 別表(第2条関 出先機関 の長 「略」 保健所長 1	号	3を改正する。 宮崎県規則。 建定を同表ので (正前 任 事 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	規則 第10号) 改正後の 事 <u>安定化</u> を )_に基っ	の一部 の欄に掲 務 <u>輔助金交</u> づく補助	3を次の けでる が 付要 1金に	見定に	プログラス (第2条 別表 (第2条 出先機関 の長 [略]	まうに改正: 関係) 3 1~17の: 17の:3 : 金交付! 補助金k	改 2 [略 <u>字 等</u> 場 (平 に係る補	正後 任	事	務助成事業	<u>養養補助</u> に基づく	
平成21年10月 宮崎県規則第36号 宮崎県事務 宮崎県事務委任 次の表の改正前 別表(第2条関 出先機関 の長 [略] 保健所長 1	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 6 6 6 7 7 7 8 7 8 8 8 8 8 8 8 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3を改正する。 宮崎県規則。 建定を同表ので (正前 任 事 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	規則 第10号) 改正後の 事 <u>安定化</u> を )_に基っ	の一部 の欄に掲 務 <u>輔助金交</u> づく補助	3を次の けでる が 付要 1金に	見定に	プログラス (第2条 別表 (第2条 出先機関 の長 [略]	はうに改正で 関係) 3 1~17の3 17の3 金交付野 補助金に 行に関す	改 2 「略 <u>宮崎県公</u> 要綱(平 に係る補 すること	正後 任	事 <u> </u>	務助成事業	<u>養養補助</u> に基づく	
平成21年10月 宮崎県規則第36号 宮崎県事務 宮崎県事務委任 次の表の改正前 別表(第2条関 出先機関 の長 「略」 保健所長 1	号	3を改正する。 宮崎県規則。 建定を同表ので (正前 任 事 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	規則 第10号) 改正後の 事 <u>安定化</u> を )_に基っ	の一部 の欄に掲 務 <u>輔助金交</u> づく補助	3を次の けでる が 付要 1金に	見定に	の表 出先機関 の長 「略」 保健所長	はうに改正で 関係) 3 1~17の2 17の3 全交付別 補助金に 行に関す	改 2 [略 <u>字 等</u> 場 (平 に係る補	正後 任	事 <u> </u>	務助成事業	<u>養養補助</u> に基づく	
平成21年10月 <b>宮崎県規則第36号</b> <b>宮崎県事務</b> 宮崎県事務委任 次の表の改正前 別表(第2条関 出先機関 の長 [略] 保健所長 1 17	号 1 日	3を改正する (空崎県規則 (定を同表ので (正前 任 (正前 (正前 (正前 (正前 (正前 (正前) (正) (正) (正) (正) (正) (正) (正) (正	規則 第10号) 改正後 <i>0</i> 事 安定化者 る規則 <i>0</i>	の一部の欄に掲巻	3を次の Bげる財 付要  金に 関す	見定に	<ul><li>こ下線で示す。</li><li>別表 (第2条</li><li>出先機関の長</li><li>[略]</li><li>保健所長</li></ul>	まうに改正: 関係) 3 1~17の: 17の:3 金交付! 補助金は 行に関: 18~69	改 2   「略   写   編   (平   で   で   で   で   で   で   で   で   で   で	正後 任 宗浴場 成21年( 助金等0	事 <u>産保対策</u> 5月30日が つ交付に「	務 助 <u>成事</u> ( ) ( 関するま	<u>養費補助</u> こ基づく 見則の施	
平成21年10月 宮崎県規則第36号 宮崎県事務 宮崎県事務委任 次の表の改正前 別表(第2条関 出先機関 の長 「略」 保健所長 1	号 1 日	3を改正する (空崎県規則 (定を同表ので (正前 任 (正前 (正前 (正前 (正前 (正前 (正前) (正) (正) (正) (正) (正) (正) (正) (正	規則 第10号) 改正後 <i>0</i> 事 安定化者 る規則 <i>0</i>	の一部の欄に掲巻	3を次の Bげる財 付要  金に 関す	見定に	<ul><li>こ下線で示す。</li><li>別表(第2条</li><li>出先機関の長</li><li>[略]</li><li>保健所長</li><li>[略]</li><li>付表(西臼杵</li></ul>	大 関係) 3 1~17の2 17の3 <u>金交付</u> 補助金い 行に関す 18~69	改 2   「略   写   編   (平   で   で   で   で   で   で   で   で   で   で	正後 任 宗浴場 成21年( 助金等0	事 <u>産保対策</u> 5月30日が つ交付に「	務 助 <u>成事</u> ( ) ( 関するま	<u>養費補助</u> こ基づく 見則の施	
平成21年10月 <b>宮崎県規則第36号</b> <b>宮崎県事務</b> 宮崎県事務委任 次の表の改正前 別表(第2条関 出先機関 の長 [略] 保健所長 1 17	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 6 6 7 7 7 7 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	3を改正する (空崎県規則 (定を同表ので (正前 任 (正前 (正前 (正前 (正前 (正前 (正前) (正) (正) (正) (正) (正) (正) (正) (正	規則 第10号) 改正後 <i>0</i> 事 安定化者 る規則 <i>0</i>	の一部の欄に掲巻	3を次の Bげる財 付要  金に 関す	見定に	<ul><li>こ下線で示す。</li><li>別表 (第2条</li><li>出先機関の長</li><li>[略]</li><li>保健所長</li></ul>	大 関係) 3 1~17の2 17の3 <u>金交付</u> 補助金い 行に関す 18~69	改 2   「略   写   編   (平   で   で   で   で   で   で   で   で   で   で	正後 任 宗浴場 成21年( 助金等0	事 <u>産保対策</u> 5月30日が つ交付に「	務 助 <u>成事</u> ( ) ( 関するま	<u>養費補助</u> こ基づく 見則の施	
平成21年10月 <b>宮崎県規則第36号</b> <b>宮崎県事務</b> 宮崎県事務委伯 次の表の改正前 別表(第2条関 別表(第2条関 出先機関 の長 「略] 保健所長 1 17 18 「略] 付表(西臼杵支) 1 ~14 「略	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 6 6 7 7 7 7 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	3を改正する 宮崎県規則 建定を同表ので (正前 任 事 (正前 (正前 (正前 (正前) (本来浴場経営) (本来浴場経営) (本来浴場経営) (本来浴場経営) (本来浴場経営)	規則 第10号) 改正後の 事 安定に基づ る規則の 引長の項	の一部 内欄に掲 務 補助金交助 が施行に i第17号『	3を次の ける ける 対 全 に 関す 関係)	見定に	<ul><li>こ下線で示す。</li><li>別表(第2条</li><li>出先機関の長</li><li>[略]</li><li>保健所長</li><li>[略]</li><li>付表(西臼杵</li></ul>	大 関係) 3 1~17の2 17の3 <u>金交付</u> 補助金い 行に関す 18~69	改 2   「略   写   編   (平   で   で   で   で   で   で   で   で   で   で	正後 任 宗浴場 成21年( 助金等0	事 <u>産保対策</u> 5月30日が つ交付に「	務 助 <u>成事</u> ( ) ( 関するま	<u>養費補助</u> こ基づく 見則の施	
平成21年10月 <b>宮崎県規則第36号</b> <b>宮崎県事務</b> 宮崎県事務委任 次の表の改正前 別表(第2条関 出先機関 の長 [略] 保健所長 1 17 17 18 「略] 付表(西臼杵支) 16 優秀肉圧	号 1 日	3を改正する (空崎県規則 (定前) (正前) 任 (正前) (正前) (正前) (正前) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	規則 第10号) 移正後の 事 安定に基 ス規則の 項 る 場長の項 金	の一部 の一部 務 補助金を 補助く 補力 が施行に 第17号目 交付要綱	がなめる 対要に 関金に 関子	見定に	<ul><li>こ下線で示す。</li><li>別表(第2条</li><li>出先機関の長</li><li>[略]</li><li>保健所長</li><li>[略]</li><li>付表(西臼杵</li></ul>	大 関係) 3 1~17の2 17の3 <u>金交付</u> 補助金い 行に関す 18~69	改 2   「略   写   編   (平   で   で   で   で   で   で   で   で   で   で	正後 任 宗浴場 成21年( 助金等0	事 <u>産保対策</u> 5月30日が つ交付に「	務 助 <u>成事</u> ( ) ( 関するま	<u>養費補助</u> こ基づく 見則の施	
平成21年10月 <b>宮崎県規則第36号</b> <b>宮崎県場務</b> <b>宮崎県事務</b> 宮崎県事務委任 次の表の改正前 別表(第2条関 出先機関 の長 [略] 保健所長 1 17 17 17 17 17 18 18 19 19 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11	号 1 日	3を改正する。 (空崎県規則型定を同表のでは、正前) 在 (正前) (正前) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本	<b>規則</b> 第10号) 移正後の 事 安定に規則の の項 る場 場 動室崎野	の一部掲	3を次の がる 対要 は一度 は、関す は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	見定に	<ul><li>こ下線で示す。</li><li>別表(第2条</li><li>出先機関の長</li><li>[略]</li><li>保健所長</li><li>[略]</li><li>付表(西臼杵</li></ul>	大 関係) 3 1~17の2 17の3 <u>金交付</u> 補助金い 行に関す 18~69	改 2   「略   写   編   (平   で   で   で   で   で   で   で   で   で   で	正後 任 宗浴場 成21年( 助金等0	事 <u>産保対策</u> 5月30日が つ交付に「	務 助 <u>成事</u> ( ) ( 関するま	<u>養費補助</u> こ基づく 見則の施	

#### 平成 21 年 10 月 1 日 (木曜日) 第 2121 号

## 宮崎県公報

 16~26 [略]
 15~25 [略]

 27 削除
 28~39 [略]

 40 削除
 26~37 [略]

 41 · 42 [略]
 38 · 39 [略]

 43 削除
 44~49 [略]

 46 林業・建設産業連携による災害に強い山の道づくりモデル事業補助金交付要綱(平成21年7月1日定め)に基づく補助金

附 目

この規則は、公布の日から施行する。

旅費の支払事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 宮崎県規則第37号

#### 旅費の支払事務に関する規則の一部を改正する規則

旅費の支払事務に関する規則(平成元年宮崎県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

DC TO TO THE THINK THE TOTAL OF THE CENT	73000年度5	列南ではいるがんでして、Managaran Andrews Andre
改正前		改正後
別表第1 (第2条、第6条関係)		別表第1 (第2条、第6条関係)
部局及び出先機関名	部局名	部局及び出先機関名 部局名
[略]		[略]
宮崎県日向食肉衛生検査所	[略]	宮崎県日向食肉衛生検査所 [略]
宮崎県都城商工労政事務所	商工政策課	
宮崎県延岡商工労政事務所	商工政策課	
宮崎県日南商工労政事務所	商工政策課	
[略]		[略]
様式第1号(その4)		様式第1号(その4)
旅行命令書( <u>公用</u>	車使用)	旅行命令書(公用車使用等)
[略]		[略]
様式第4号(その4)		様式第4号(その4)
旅費計算書兼請求書(	(公用車使用)	旅費計算書兼請求書 (公用車使用等)
[略]		[略]

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 派

#### 宮崎県告示第 639号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介険	護事	保業	1	肯定居宅 事	サーし	ジス 所	指事		サービス <b>巻</b> 者	指定	サービン	スの
所	番	号	名	称	所	在 地	名	称	主たる事務 所の所在地	年月日	<b>種</b>	類
45704	0057	4	恵老園	デイサーンター		日南市南郷 野字山口24 1	社会福祉平福祉会		宮崎県日南市南郷 町津屋野2458-1	平成21年8月3日	通所介護	

## 宮崎県公報

4	.570400582	デイサービス ス タイル	宮崎県日南市板敷 7614-1	鍋倉設備工業株式会社	宮崎県日南市殿所字前田81番地1	平成21年8月3日	通所介護
4	571800475	訪問介護事業所サ ン・ヴィレッヂ	宮崎県西諸県郡野 尻町紙屋 773番地 85	有限会社サン・ヴ ィレッヂ	宮崎県西諸県郡野 尻町紙屋 773-85	平成21年8月10日	訪問介護

#### 宮崎県告示第 640号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保	指定居宅事	介護支援 薬 所	指 定 居 宅 事	介護支援 養 者	指 定	サービスの
所番号	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地	年月日	種 類
4570104895	めぐみの里居宅介 護支援センター	宮崎県宮崎市佐土 原町下田島9875番 地3	社会福祉法人めぐみ福祉会	宮崎県宮崎市丸島町1-17	平成21年8月1日	居宅介護支援
4570400566	居宅介護支援事業所こころ	宮崎県日南市南郷町津屋野2458-1	社会福祉法人滝ヶ 平福祉会	宮崎県日南市南郷町津屋野2458-1	平成21年8月1日	居宅介護支援
4570400590	ブレイス居宅支援 サービス	宮崎県日南市飫肥二丁目9番35号	合資会社祥桐	宮崎県日南市飫肥 二丁目9番35号	平成21年8月27日	居宅介護支援

#### 宮崎県告示第 641号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保	指定介護予防サービス事業所		指 定 介サービン	護 予 防 ス 事 業 者	指 定	サービスの
所番号	名称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4570400574	恵老園 デイサー ビスセンター	宮崎県日南市南郷 町津屋野字山口24 58番地1	社会福祉法人滝ヶ 平福祉会	宮崎県日南市南郷町津屋野2458-1	平成21年8月3日	介護予防通所介 護
4570400582	デイサービス ス タイル	宮崎県日南市板敷 7614-1	鍋倉設備工業株式 会社	宮崎県日南市殿所 字前田81番地1	平成21年8月3日	介護予防通所介護
4571800475	訪問介護事業所サ ン・ヴィレッヂ	宮崎県西諸県郡野 尻町紙屋 773番地 85	有限会社サン・ヴ ィレッヂ	宮崎県西諸県郡野 尻町紙屋 773-85	平成21年8月10日	介護予防訪問介 護

#### 宮崎県告示第 642号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定

居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届 出があった。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業	変	更前	変	更 後	変更	サービスの
所番号	名称	所 在 地	名称	所 在 地	年月日	種類
4570200396	株式会社ウエルラ イフ本店	宮崎県都城市上東町5-1	株式会社ウエルラ イフ本店	宮崎県都城市花繰 町11街区5号	平成21年6月11日	福祉用具貸与
4570200396	株式会社ウエルラ イフ本店	宮崎県都城市上東町5-1	株式会社ウエルラ イフ本店	宮崎県都城市花繰 町11街区5号	平成21年6月11日	特定福祉用具販売
4570104572	ケアサービス陽	宮崎県宮崎市曽師町 172番地2	ケアサービス陽	宮崎県宮崎市大王 町75番地	平成21年7月13日	訪問介護

#### 宮崎県告示第 643号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定 居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保	指定居宅	サービス 大 所		サービス 業 者	廃止	サービスの
所番号	名称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4570301202	ケーアイショップ	宮崎県延岡市出北二丁目2番27号	有限会社ケーアイ	宮崎県延岡市出北二丁目2番27号	平成21年8月1日	特定福祉用具販売
4570301202	ケーアイショップ	宮崎県延岡市出北二丁目2番27号	有限会社ケーアイ	宮崎県延岡市出北二丁目2番27号	平成21年8月1日	福祉用具貸与
4572000190	社会福祉法人都農 町社会福祉協議会 指定訪問介護事業 所	宮崎県児湯郡都農町川北4910	社会福祉法人都農町社会福祉協議会	宮崎県児湯郡都農町川北4910	平成21年8月16日	訪問介護
4560690069	訪問看護ステーション美々津	宮崎県日向市美々 津町3870	医療法人杏林会	宮崎県日向市美々 津町3870	平成21年8月31日	訪問看護

#### 宮崎県告示第 644号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護 保	指定介護療養型医療施設	開言	设 者	辞退	サービスの
険 事 業 所 番 号	名 称 所在地	名 称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類

Γ	4510212261	瀬ノ口内科・放射	宮崎県都城市都原	医療法人社団敬頼	宮崎県都城市都原	平成21年8月1日	介護療養型医療	
l		線科医院	町14-5	<b>会</b>	町14-5		施設	

#### 宮崎県告示第 645号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業	変	更前	変	更後	変更	サービスの
所番号	名称	所 在 地	名称	所 在 地	年月日	種類
4570200396	株式会社ウエルラ イフ本店	宮崎県都城市上東町5-1	株式会社ウエルラ イフ本店	宮崎県都城市花繰 町11街区5号	平成21年6月11日	介護予防福祉用 具貸与
4570200396	株式会社ウエルラ イフ本店	宮崎県都城市上東町5-1	株式会社ウエルラ イフ本店	宮崎県都城市花繰 町11街区5号	平成21年6月11日	特定介護予防福祉用具販売

#### 宮崎県告示第 646号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保	指 定 介サービン	護 予 防 事 業 所	指 定 介サービン	護 予 防ス 事 業 者	廃 止	サービスの
所 番 号	名称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種 類
4570104531	ファミリーサロン下北方	宮崎県宮崎市下北 方町井手下北45番 地1	株式会社聖視	宮崎県宮崎市下北 方町井手下北45番 地1	平成21年8月1日	介護予防通所介 護
4570301202	ケーアイショップ	宮崎県延岡市出北二丁目2番27号	有限会社ケーアイ	宮崎県延岡市出北二丁目2番27号	平成21年8月1日	介護予防福祉用 具貸与
4570301202	ケーアイショップ	宮崎県延岡市出北二丁目2番27号	有限会社ケーアイ	宮崎県延岡市出北二丁目2番27号	平成21年8月1日	特定介護予防福 祉用具販売
4560690069	訪問看護ステーション美々津	宮崎県日向市美々津町3870	医療法人杏林会	宮崎県日向市美々 津町3870	平成21年8月31日	介護予防訪問看護

#### 宮崎県告示第 647号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第 123号)第 35条において準用する同法第27条第 3 項の規定により、社会福祉法 人高和会から障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事務所6	変更	
変更前	変更後	年月日
宮崎県延岡市恒富町4丁 目66番	宮崎県延岡市恒富町3丁 目6番5	平成21年 10月1日

### 宮崎県公報

#### 宮崎県告示第 648号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり森林病害虫等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 区域及び期間
- (1) 区域

県内一円

(2) 期間

平成21年10月1日から平成22年3月31日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい申

- 3 行うべき措置の内容
- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、 当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒し てはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び 樹皮を焼却すること。
- (2) 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (3) 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等(伐 採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材 及び薪炭材であるものを含む。)をいう。以下同じ。)を所有 し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又 は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場 合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼 却すること。
- 4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる処置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

- 5 その他必要な事項
- (1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫 防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、松くい虫駆除実施届出書を、速やかに3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局の長に提出しなければならない。
- (3) 西臼杵支庁又は農林振興局の長は、松くい虫駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等を所有し、 又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行 わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがない ときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、

3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を 行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額 を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者か ら徴収することがある。

#### 宮崎県告示第 649号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり森林病害虫等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 区域及び期間
- (1) 区域

県内一円

(2) 期間

平成21年10月8日から平成22年10月7日まで

- 2 森林病害虫等の種類
  - 松くい中
- 3 行うべき措置の内容

1(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等( 伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材 及び薪炭材であるものを含む。)をいう。以下同じ。)は、松く い虫を駆除した後でなければ移動させてはならない。

4 命令をしようとする理由

松くい虫の付着した伐採木等を移動することにより、当該伐採 木等が感染源となって松くい虫による被害が一層拡大するおそれ があるため。

#### 宮崎県告示第 650号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 区域及び期間
- (1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市及び串間市並びに 児湯郡高鍋町及び新富町の区域内に存する松林の区域のうち次 のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市及び串間市の市役所並びに児湯郡高鍋町及び新富町の役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成21年10月1日から平成22年3月31日まで

- 2 森林病害虫等の種類
  - 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は 管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松 の樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)すること。

4 命令をしようとする理由

### 宮 崎 県 公 報

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており 、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にま ん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそ れがあるため。

- 5 その他必要な事項
- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこ
- (2) 3に掲げる措置のうち、破砕を行う場合は、破砕後の木片の 厚さが6ミリメートル(木材チッパーにより破砕する場合にあ っては、15ミリメートル)以下となるように破砕を行うこと。
- (3) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代 理人は、特別伐倒駆除実施届出書を速やかに、3に掲げる松林 の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄す る西臼杵支庁又は農林振興局の長に提出しなければならない。
- (4) 西臼杵支庁又は農林振興局の長は、特別伐倒駆除実施届出書 の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行った ことを確認して、損失補償金を交付する。
- (5) 知事は、3に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1(2) に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十 分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部 又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、 3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を 行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額 を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者か ら徴収することがある。

#### 宮崎県告示第 651号

建築基準法 (昭和25年法律第 201号) 第42条第1項第5号の規定 により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	申請者氏名	位置		の概要 - トル) 延長	指 定 年月日
(日南) 21-2	金丸衣子	日南市吾田東三丁 目2033番4の一部 、水路の一部、20 33番3、2033番5 、道の一部、2008 番2、2024番2、 2024番3	6.00 4.00	36.92	平成21 年9月 1日

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)第76条第1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出が あったので、当該免税証は無効とする。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 免税証の種類 100 ℓ 券 2 枚

- 2 用途 農業等
- 3 記号及び番号 100 ℓ 券G2804915~G2804916
- 4 有効期間
  - 平成21年3月5日~平成22年3月4日
- 5 免税証に記載した販売店の名称 谷口石油店
- 6 紛失年月日

平成21年9月12日

宮崎県環境影響評価条例(平成12年宮崎県条例第12号)第19条第 1項の規定により、都城市クリーンセンター建設事業に伴う環境影 響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を有する者の 意見を聴くため、次のとおり公聴会を開催する。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 開催の日時及び場所
- (1) 日時

平成21年11月2日(月) 午後1時30分から

(2) 場所

都城市山田総合センター 大集会室

都城市山田町山田3881

- 2 意見を聴こうとする準備書に係る事業者の名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地
- (1) 事業者の名称

- (2) 代表者の氏名
  - 市長 長峯 誠
- (3) 主たる事務所の所在地 都城市姫城町6街区21号
- 3 意見を聴こうとする準備書に係る対象事業の名称、種類及び規 模
- (1) 対象事業の名称 都城市クリーンセンター建設事業
- (2) 種類

ごみ焼却施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45 年法律第 137号) 第8条第1項に規定するごみ処理施設で焼却 により処理する施設)の設置

(3) 規模

処理能力 1日当たり 230トン

4 意見陳述の申出

公聴会に出席し、都城市クリーンセンター建設事業に伴う環境 影響評価準備書に記載されている事項に関して環境の保全の見地 からの意見を述べようとする者は、次のとおり、書面で宮崎県知 事に申し出なければならない。

- (1) 由出事項
  - ア 氏名、住所及び電話番号(法人その他の団体にあっては、 その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番 号並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び 役職名)
  - イ 対象事業の名称
  - ウ 意見の概要及びその理由
- (2) 申出期間

#### 平成 21 年 10 月 1 日 (木曜日) 第 2121 号

### 宮崎県公報

平成21年10月1日 (木) から平成21年10月14日 (水) まで

(3) 申出先

宮崎県環境森林部環境管理課環境審査担当 郵便番号 880 -8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 電話番号0985 (26) 7082 ファクシミリ0985 (38) 6210

5 その他

意見陳述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

## 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 随意契約に係る調達件名及び数量

工業・農業高校 CADシステム賃貸借 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県教育庁財務福利課 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日 平成21年7月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 株式会社WING 宮崎県宮崎市大工2丁目49番地1号
- (2) リコーリース株式会社福岡支社 福岡県福岡市博多区博多駅 東2丁目10番35号
- 5 落札金額 78,044,400円
- 6 一般競争入札の公告を行った日 平成21年6月11日

## 人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年10月1日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

#### 宮崎県人事委員会規則第21号

#### 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年宮崎県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

١	改正前 別表 (第2条関係)				改正後 別表 (第2条関係)			
١								
١		区分	団体の名称			区分	団体の名称	
١		[略]				[略]		
١		条例第2条第1項	[略]			条例第2条第1項	[略]	
١		第3号に該当する	社団法人宮崎県産業貿易振興協会			第3号に該当する	社団法人宮崎県物産貿易振興センター	
١		団体	社団法人宮崎県物産振興センター			団体		
١			[略]				[略]	
1								

附 則

この規則は、公布の日から施行する。